

令和6年 3月 13日

〒810-0041

福岡市中央区大名1-15-33福岡セントラルビル5F

株式会社スタイルビー

代表取締役 川口徹 殿

〒700-0026

岡山市北区奉還町1-7-7オルガ5階

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-6880

H P : <https://okayama-con.net/>

E-mail: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者の利益擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要については当法人ホームページをご参照ください）。

さて、当法人は、令和5年6月頃、貴社が販売する「しろかね薬用美白パック(30g)」（以下「本商品」といいます。）の販売を勧誘する広告チラシ（以下「本チラシ」といいます。）について、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、下記の通り、貴社において消費者契約法4条1項1号及び同条2項に該当する行為を行っ

ているものと判断いたしました。本チラシの写しを本書に添付いたしますので、ご確認ください。

つきましては、当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条1項に基づき、適格消費者団体として、本書にて消費者契約法4条1項2項に該当する行為の是正の申入れをさせていただきます。具体的には、本チラシの回収と廃棄、本書到達時以降の本チラシの配布の停止、貴社ホームページにおける説明文の掲載を行っていただきますよう申し入れます。

本書につきご検討の上、貴社のご見解やご対応につき、本書到達後1か月を目途に、上記連絡先宛に、書面にてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本書の申入れの内容、申入れに対する貴社からの回答の有無及び回答内容、本書の申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当法人ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

記

1. 本チラシの配布が消費者契約法4条1項1号の不実告知に該当すること

消費者契約法4条1項1号に該当する行為として、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、事業者が「重要事項について事実と異なることを告げること」が定められています。

本チラシは、次の通り、重要事項について事実と異なることを告げていることに該当し、その配布は消費者契約法4条1項1号の行為に該当します。

前提として、本商品は、本チラシ記載によると医薬部外品であり、厚生労働省薬生監麻発 0929 第 5 号平成 29 年 9 月 29 日「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について」（以下「厚労省通知」といいます。）における医薬部外品のうち、薬用化粧品に分類される商品であると思われ（厚労省通知別紙 7 頁目以下「医薬部外品の効能・効果の範囲」の表 10. 参照）。そして、薬用化粧品の中でも、本商品は、「クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油」に分類されるものであると思われ（その効能・効果の表現範囲として「美白」は認

められておりません（厚労省通知別紙9頁目以下「別掲 薬用化粧品の効能・効果の範囲」の表4. 参照）。また、本チラシ1頁目に「※1 日焼けによるシミ・そばかすを防ぐ」との記載がある通り、本商品の効能効果は日焼けによるシミ・そばかすを防ぐものであり、「美白」という効能効果があるわけではありません。

他方で、本チラシ3頁目には、「美白」の意味、説明が記載されておらず、その記載通りに読むと、本商品により肌が美白化すると解釈、認識されます。

なお、本チラシ1頁目、2頁目、4頁目には、「美白」に隣接して「※1」が記載され、これらの記載とは離れた位置に、「※1 日焼けによるシミ・そばかすを防ぐ」と記載されており、「美白」が日焼けによるシミ・そばかすを防ぐという効能効果を意味していると解釈できる余地もあります。

しかし、本チラシ3頁目には、「※1 日焼けによるシミ・そばかすを防ぐ」との記載はなく、「美白」が日焼けによるシミ・そばかすを防ぐという効能効果を意味しているとの解釈はできません。そして、本チラシ2頁目の「美白」には、隣接して「※1」が記載されているものの、それが1頁目、3頁目、4頁目に記載された「※1 日焼けによるシミ・そばかすを防ぐ」に対応するものかどうかは判別できません。

そのため、本チラシ3頁目の「美白」の記載は、その記載通り本商品により肌が美白化すると解釈されます。

そして、本商品は肌の手入れを目的とする商品であり、肌に使用した場合の効能効果が本商品の契約にあたって重要事項であることは明らかです。

したがって、少なくとも、本チラシ3頁目の「美白」という記載は、重要事項である効能効果に関して、「美白」という効能効果がないのにその効果があるように消費者に認識させている点で、重要事項について事実と異なることを告げている場合に該当し、本チラシの配布は消費者契約法4条1項1号の行為に該当します。

2. 本チラシの配布が消費者契約法4条2項の不利益事実の不告知に該当すること

消費者契約法4条2項に該当する行為として、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、「当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に

関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意又は重大な過失によって告げないことが定められています。

本チラシは、次の通り、重要事項について消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実を故意又は重大な過失によって告げないことに該当し、その配布は消費者契約法4条2項の行為に該当します。

本チラシ1頁目には、「先着500名様限定特別価格 通常価格~~2,250円~~（税込2,475円）半額以下 特別価格980円（税込み1,078円・送料別）[1世帯1回限り2個まで]」との記載があります。また、同3頁目には、「先着500名様限定 初めての方限定！なくなり次第終了！お急ぎください！通常価格~~2,250円~~（税込2,475円）なんと半額以下 特別価格980円（税込み1,078円・送料別）[好評につき1世帯1回限り2個まで]」との記載があります。

これらの記載は、本商品の販売に係る消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対して売買代金という重要事項について、通常の代金額と比較して、先着500人の限定で半額以下の代金を提示するものであり、消費者の利益を告げるものに該当します。

他方で、本チラシ2頁目には、「2回目以降は隔月で2ヶ月分を7,788円でお届け。隔月定期便は初回4,312円、毎回送料無料です。2回目以降も隔月で2ヶ月分を7,788円で自動的にお届け。定期便のご解約は次回お届け予定日の10日前迄に明細書に記載のお電話番号までご連絡ください。」との記載があります。また、貴社のウェブサイト（[薬用美白パック | しろかね美白シリーズ | よかもん総本店 \(yokamon-s.com\)](#)）には、「商品は解約のご連絡がない限り以下の周期で定期的に発送します（お届け回数に縛りはございません）。」との記載があります。

これらの記載によれば、本商品を貴社に注文した消費者は、定期便の解約を次

回お届け予定日の10日前までに貴社に申し入れない限り、本商品の2回目以降の受領と売買代金の支払いを余儀なくされることとなります。

しかしながら、少なくとも、本チラシ1頁目を閲覧した消費者は、1,078円を超える代金支払義務が発生することを予測することはできないため、定期便の解約を次回お届け予定日の10日前までに貴社に申し入れない限り、本商品の2回目以降の受領と売買代金の支払義務を負うことは、消費者にとって売買代金という重要事項について、消費者の不利益となる事実該当します。

そして、本チラシ2頁目の記載だけでは、消費者からの解約の連絡がない限り一定の周期で定期的に発送することが読み取れず、本チラシ1頁目には、「2回目以降は隔月で2ヶ月分を7,788円でお届け。隔月定期便は初回4,312円、毎回送料無料です。2回目以降も隔月で2ヶ月分を7,788円で自動的にお届け。定期便のご解約は次回お届け予定日の10日前迄に明細書に記載のお電話番号までご連絡ください。」との記載さえ存在しません。そのため、本チラシは、少なくとも本チラシを作成した貴社の過失によって重要事項について消費者の不利益となる事実を告げていないといえます。

したがって、本チラシは、重要事項について消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実を故意又は重大な過失によって告げないことに該当し、その配布は消費者契約法4条2項の行為に該当します。

以上